

新宿区教育委員会会議録

平成18年第8回定例会

平成18年8月4日

新宿区教育委員会

平成18年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年8月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時13分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	櫻 井 美 紀 子
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己
生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長	小 野 寺 孝 次		

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第38号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱の一部改正
- 日程第2 議案第39号 平成19年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第3 議案第40号 平成19年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第4 議案第41号 平成19年度使用新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択について
- 日程第5 議案第42号 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

報告

- 1 千代田湖キャンプ場における夏季施設事業の中止について（教育指導課長）
- 2 平成18年度第1回（6月）学校公開実績について（学校運営課長）
- 3 平成19年度新1年生受入可能数について（学校運営課長）
- 4 平成19年度新1年生に向けての学校公開・説明会日程一覧（第2回）について（学校運営課長）
- 5 第4回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 6 史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定に関する協定の締結について（生涯学習振興課課長）
- 7 その他

午後 2時00分開会

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第8回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いします。

木島委員 はい。かしこまりました。

議案第38号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱の一部改正

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第38号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱の一部改正」を議題とします。

議案第38号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第38号でございます。「新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱の一部改正」でございます。

提案理由でございますけれども、文部科学省著作教科書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の文部科学省著作教科書を採択することを規定する必要があるためでございます。

お手元の議案概要を見ていただけますでしょうか。

改正内容でございますけれども、養護学校の教科書につきましては、文部科学省著作教科書と絵本等の107条図書を使用しております。今まで、毎年審議して採択していたのを、小・中学校の一般の図書と同様に、4年間で審議して、それを毎年採択するという方法にかえたというものでいうことでございます。それが1項でございます。

2項につきましては、同一の文部科学省著作教科書を採択する場合には、文部科学省著作教科書及び107条の両方ともを図書審議会に諮問を行わないということでございます。

以上でございます。

内藤委員長 どうぞ。

教育指導課長 ただいま、教育政策課長からの説明がありましたように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法第107条に規定する教科用図書、いわゆる107条図書を採択する場合を除き4年となっております。つまり、107条図書を除いた検定教科書並びに文部科学省著作教科書については、審議委員会に諮問することなく4年間は種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっております。

しかし、現行の新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書採択に関する要綱では、このことが明記されていないため、特に文部科学省著作教科書については、107条図書とあわせて審議委員会に毎年度諮問するものと受けとめられてしまうことが考えられます。したがって、要綱を改正し、種目ごとに同一の教科用図書を採択することと明記することにより、文部科学省著作教科書と107条図書の採択、諮問の違いを明確化するものであります。

なお、養護学校小学部並びに小学校の心身障害学級において使用する文部科学省著作教科書については、平成20年度に小学校の教科用図書の採択がえを行うため、この年度の審議委員会で調査、研究し、答申をすることを諮問することになります。養護学校中学部並びに中学校の心身障害学級において使用する文部科学省著作教科書については、平成21年度に中学校の教科用図書の採択がえを行うため、同様な採択の流れになることをつけ加えさせていただきます。

私の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

今の教育指導課長のお話で、小学校、中学校の一般というか普通の教科書採択がありますね。その4年間と、このいわゆる107条教科書などを採択する4年間と、期間が一致するということですか。

どうぞ。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます。

すみません。107条ではなくて文部科学省の著作教科書については、同様の手順となっているということでございます。

内藤委員長 はい。何か御意見、御質問あるでしょうか。

これは、とりわけ1年ごとに諮問するというか調査審議を、委員会を設けてしなくてははい

けないようにとられるという、その事務手続きを簡略化できると、そういうことですか。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます。

内藤委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

櫻井委員 今までは、1年ごとに審議会を設けて協議して決定していたわけですね。それは、何か必要があってしていたということではなくて、全くむだだったということですか。

教育指導課長 これは、経緯としては、東京都から平成13年度に区に移管された教科書採択の事務でございましたけれども、今回の要綱を直すことで実態に合わせさせていただくということでございます。むだということではありませんけれども、実際に、いわゆる文部科学省の著作教科書は4年に一度ということで、同じものを使う場合には、通常の教科書と同じ扱いと同様でありますので、実態に合わせて、いわゆる簡明にわかりやすく整理したというところでございます。

念のため補足でございますけれども、107条本に関しましては、毎年これまでどおりの教科委員会、審議委員会を通して採択するということは変わるものではございません。

内藤委員長 よろしいでしょうか。どうぞ、何か。よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第38号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

議案第39号 平成19年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

内藤委員長 次に「日程第2 議案第39号 平成19年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」を議題とします。

議案第39号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第39号でございます。「平成19年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」。

提案理由でございますけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、区立小学校教科用図書を採択する必要があるためござい

ます。

平成19年度に使用する小学校教科用図書につきましては、法令の規定によりまして、一昨年度採択したものと同一のものを採択することになっております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条につきましては、義務教育諸学校で使用する教科用図書については、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。そして、この政令で定める期間につきましては、同法施行令第14条で4年と定められております。今回は、平成17年度に使用する教科用図書につきまして採択がえを行いましたので、平成20年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するわけです。

議案は、昨年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

21年度には新しい教科書を採択するということは、その審議は来年ということになりますか。

教育指導課長 審議は20年度に、また回ってまいります。

内藤委員長 20年度ね。はい。

これは、4年間同一の教科書を使うということで、よろしいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第39号 平成19年度使用新宿区立小学校教科用図書に採択について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

議案第40号 平成19年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

内藤委員長 次に「日程第3 議案第40号 平成19年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」を議題とします。

議案第40号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第40号でございます。「平成19年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」でございます。

提案理由でございますけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第

13条及び第14条の規定に基づき、区立中学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

平成19年度に使用する中学校教科用図書につきましては、法令の規定によりまして、昨年度採択したものと同一のものを採択することになってございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。そして、この政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められております。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも、前の議案と同じことですね。よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第40号 平成19年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

議案第41号 平成19年度使用新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択について

内藤委員長 次に「日程第4 議案第41号 平成19年度使用新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択について」を議題とします。

議案第41号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第41号でございます。「平成19年度使用新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択について」でございます。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、文部科学省著作教科書及び107条図書を採択する必要があるためでございます。文部科学省著作教科書につきましては、議案第38号で議決した要綱の変更のとおり、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科書を採択しております。養護学校

小学部及び小学校心身障害学級用は、平成20年度までの同一採択を行います。養護学校中学部及び中学校心身障害学級用は、平成21年度までの同一の採択を行います。

別紙文部科学省著作教科書の一覧のとおり採択をお願いいたします。

なお、107条図書につきましては、毎年度種目ごとに採択するよう規定されておりますので、前回の教育委員会で協議いただいた別紙の一覧の採択をお願いいたします。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

この付表で、網かけはどういう意味があるんでしたか。一遍御説明いただいたようにも思いますが。

教育指導課長 網かけのものは、その学校名の欄がございますけれども、新宿区内の学校より特に希望が出ているものでございます。

内藤委員長 わかりました。

御意見、御質問ありますか。

これは、考え方として、障害の程度、あるいは子どもの成長の個人個人それぞれの違いに応じて、その段階にふさわしい教科書を使えるようにということになると、とにかく広範囲にどの教科書でも使えるようにしておくということが大事だと考えますが、そういう考え方に立っての決定であるということによろしいのでしょうか。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

内藤委員長 ちょっと余計なことだけれども、義務教育の方が画一的かもしれないですね。もっと教科書に幅があってもいいような。学校ごとに違ってもいいような気もしますけれどもね。それは、議題以外のことで。

教育指導課長 いわゆる教科書は、一つは一定のレベルをまず確保するということですから、新宿区内の小・中学校においては教科書を基本ベースとしながら、それぞれきめの細かい学習指導を展開するために副教材を工夫したりとか、単元の工夫をしたりということでありますので、画一的というよりは、まず基本線をしっかりと押さえて、基礎基本をきちっと押さえるという意味で教科書を十分活用していくというところで、御理解をいただければと思います。

内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第41号 平成19年度使用新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

議案第42号 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

内藤委員長 次に「日程第5 議案第42号 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」を議題とします。

議案第42号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 「議案第42号 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」。

提案理由でございますが、新宿区文化財保護審議会の答申に基づき、文化財の指定及び登録をする必要があるためでございます。

文化財指定候補及び文化財登録候補について、説明させていただきます

まず、文化財指定候補物件でございますけれども、史跡「紅皿の墓」につきましては、新宿6丁目に所在する宗教法人大聖院にあるものでございます。紅皿とは、江戸城を築城したことで知られる大田道灌の伝説にかかわる人物でございます。

大田道灌が鷹狩に出かけた際に雨に降られ、雨具の蓑を借りようと、ある家に立ち寄ったところ、中から出てきた少女が黙って山吹の枝を差し出したと、そういう伝説でございます。そのときには大田道灌はわからなかったわけでございますが、後に家臣の方から意味を聞いてところが、「七重八重花は咲けども山吹の（実）みのひとつだになきぞかなしき」と。要は、蓑がないのでかわりに山吹を差し出したと。そういう歌にちなんだ行為だったわけでございます。そういう意味では、道灌は、歌についての知らないということを恥じまして、この日を境にして歌に精進するようになったと言われております。その後、このときの少女の紅皿とも親しくなったというふうに言われてございます。

この伝説の地につきましては、「山吹の里」と言われ、神田川にかかる面影橋付近であると言われておりますが、このほかにも、埼玉県越生町付近などという説もございまして。後年、紅皿につきましては、大久保に庵を構えて、そこで亡くなったものと伝えられておりま

す。

今回の指定史跡候補として御審議いただくのは、この紅皿の墓と伝承されているものです。墓を構成している板碑は、なくなった人の菩提を弔うために建立した緑泥片岩という緑色がかった石でできているものです。また、中央に大日如来を配し、周囲に12の仏、計13の仏の記号である種子を配する「十三仏板碑」と呼ばれるものと推定されています。また、板碑の前には、江戸時代末期に、当時の歌舞伎関係者によって建立された石灯籠なども立てられています。

紅皿は伝説上の人物ともされ、板碑の位置も数回変わっていることから、ここが墓所であるとは確定できませんけれども、江戸時代中期には、この板碑が「紅皿の墓」として知られていることが文献からも判明いたします。伝承地が江戸時代中期には成立し、その後世の中に広まっていく様子を知ることができる史跡として高く評価されたため、今回指定史跡として御審議いただくものでございます。

続きまして、登録文化財候補の御説明に入らせていただきます。「法雲寺の梵鐘」でございます。

この梵鐘につきましては、愛住町10番に所在する宗教法人法雲寺にあるものでございます。本年3月の教育委員会定例会にて既に御審議いただき、登録文化財となった西迎寺、浄栄寺、善慶寺に続くもので、檀家の了解がおくれていたために、今回御審議いただくことになりました。

この梵鐘の作者である鋳物師・河合兵部藤原周徳については、既に平成14年2月に登録文化財となっている新宿2丁目に所在する正受院の梵鐘と同じ作者であることが判明しております。

梵鐘のいただき部分にある竜頭や乳の形状の入念さなどに、江戸時代中頃の技術的特徴がよくあらわれており、また法雲寺の檀家有力者などの名も刻まれていることから、資料的にも貴重であると評価されています。このため、今回登録文化財として御審議いただくものでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

熊谷委員 この内容については、それぞれ審議会で御議論をいただいて決定されたので、特に私としては問題はないといいますが、それぞれ文化財指定候補物件として、あるいは文化財登録物件としては適切だというふうに思いますけれども、ちょっとお聞きしたいのは、文

化財指定候補の物件は諮問が昭和62年に出ていて、それで答申が18年3月ですから、19年かかっているんですね。これは、今この内容がかなりいろいろな諸説があって、なかなかその審議に時間がかかったのか、あるいはうがった見方をしますと、時代の流れの中で価値が上がってきたのか、その辺がもしおわかりになったら教えていただきたいのと、逆にこの文化財登録候補の方は、諮問の日にもう答申が出ているという、こういう。12月17日で平成の。これもまた。こちらはいやに諮問から答申が早いので、この辺の事情が、ちょっと私にはうまく理解できないので、もしおわかりになったら教えていただきたいんですが。

それから、平均的には大体どのぐらいかかるものなのか、その辺についていかがでしょうか。

生涯学習振興課長 まず最初に、指定の方の関係でございますが、諮問の方が昭和62年ということですが、これは、それまでに文化財関係で調査したものが、数としては約1,200件ぐらいありまして、それをオサツほどの記録として冊子としてありますけれども、それらをまとめて昭和62年に、約1,200ぐらいを一括して諮問をしたということでございます。その量の多さがございます。それを、ある意味1つずつ、その後、年をかけて答申をしているということでございます。現在のところ審議されたのが、そのうちの約440件ぐらいということでございます。まだ残りのものもでございます。そういう意味で1つ時間がかかっているということでございます。

特に、この紅皿の墓に関しましては、伝承ということもございましたので、伝承が古く江戸時代からあったということで、それなりの価値はあるんですが、墓そのものが、ここに記載されているように確定したものでもないというところもあるので、そこで少し審議に時間がかかりましたけれども、この板碑とともに、その後に江戸の末期に歌舞伎の関係もあって、つけ加えられた石灯籠とかがございまして、それらを総合して1つの史跡になるというような判断をいたしましたので、それで今回答申ということになりました。

もう1つの登録の方の梵鐘でございますが、梵鐘に関しましては、一度、梵鐘を新宿区の方で調べまして、13件梵鐘があるということが確認されております。その中で、調査が進んだ、それからまた相手のお寺さんの同意を得たとか、そういう条件がそろったものを随時諮問して答申をするという形になっていきますので、一定のそういう調査が進んだものについては、同時期にもそれで答申ができるということでございます。

この梵鐘につきましては、13件のうち既に指定の方が2件、登録の方が5件しております。さらに1件されまして、残りのものについて、今回これについては1件登録ということで答

申ができてございます。残りの4件につきましては、2件がまだお寺さんの合意が得られていないということがありますし、さらに残りの2件については、これから調査するというところで、まとめて言いますと、ある程度事前に一定程度の調査等が進んでいるので、このような形で同時期に諮問と答申というのができたということでございます。

熊谷委員 はい、わかりましたけれども、一応これは登録物件も文化財保護審議会で審議して決められるわけですね。諮問と答申が同日というのはあり得るのでしょうか。これは間違いではないんですか、この日付は。

生涯学習振興課長 そのとおりでございます。間違いではございません。

熊谷委員 そうですか。わかりました。ありがとうございました。

内藤委員長 よろしいですか。

熊谷委員 すごい早いなど。普通はちょっと考えられない。

内藤委員長 だから、梵鐘の存在は委員の方は知っているという前提でないと。

熊谷委員 と言うか、指定候補の方は、審議会にきちっと審議して答申を出すんだけど、登録の方は、あらかじめ受ければ大体すぐ、審議会にかけないで答申ができるといふような構造になっているわけじゃないんですか。

生涯学習振興課長 先の3月のものも、今回のものも、2年ほど前に既に発見されて、事前に審議をさせていただいているということでございます。それで、手続上はこういう同日ということにしましたが、2年前から審議をしているということございました。

熊谷委員 わかりました。

内藤委員長 参考までに、新宿区指定文化財、登録文化財は、これまで何件ぐらいあるんでしょうか。

生涯学習振興課長 指定の方は3月末現在で96件、登録の方は38件でございます。

内藤委員長 わかりました。

どうぞ。

木島委員 参考に聞かせてほしいんですけども、この梵鐘の作者ですか、河合兵部藤原周徳ですが、こういう「藤原」というのが姓なのか、それとも送り名なのか。というのは、よく江戸時代から、いわゆる刀ですね、刀剣師、刀鍛冶などには「何とかの何とか藤原のダイジョウユウ何とか」という名前が非常に多く使われるようになったんですね。特に吉宗が浜離宮で全国の刀鍛冶を呼んでから、そういう官位を与えるというんでしょうか。そういう形で藤原姓を後ろにつけるとか前につけるとかというのがはやったようですけども。梵鐘などを

つくるこういう鋳物師にも同じような名前をつけているんですかね。

生涯学習振興課長 藤原、源、平などの、正式な官職名を名乗るときはつけるということだそうです。この鋳物師の場合も同じケースだそうです。

木島委員 どうもありがとうございました。

櫻井委員 どうでもいいことなんですけれども、この法雲寺さんの登録された梵鐘は、法雲寺さんで、写真によりますとこの隅の方に置かれているんですけれども、無事登録のあかつきには、何かもうちょっと立派な囲いがくるんでしょうか。

生涯学習振興課長 同様の御指摘を西迎寺の場合もございました。この鐘楼がどのように消失したかということとは定かではないです。よくわかりません。ただ、この後の再構、いわゆる鐘楼をつくるとかということに関してはお寺さんの方の事情がございますので、これはこちらの方で余り申し上げられないんですけれども、このたび登録ということになりましたので、一定の期待をしているというところでございます。

櫻井委員 そうすると、もう登録してしまえばそのまま、こちらがそういうことまでは面倒は見ないんですね。どういう状態で置かれようが文句は言えないと。

生涯学習振興課長 奨励金というのが、実を言いますと指定の場合には奨励金という形であるんですが、登録の場合にはそういう財政的な支援というのはございません。ですので、いろいろ助言とかができるものについてはしますし、また御相談があればこちらの方でもしたいというふうに考えております。

櫻井委員 ついでのことです。みんなに笑われるかな。素朴な疑問です。紅皿さんというのは伝説上の方ですよ。それが、お墓があるというのは、どうも納得できないんですけれども、それはちゃんと証拠というかお骨まで入ったお墓なんですか。すみません、変なことで。

生涯学習振興課長 お墓の方も「伝」ということになると思いますね。伝ということで。別にお骨等を確かめたということでは、特にありません。

櫻井委員 早い話、言った者勝ちという。

生涯学習振興課長 一応、補足としましては、確かに伝ではありますが、ここに記載してありますように、江戸時代の中期のころから、もうかなり前から文献上にもこのように明記されているというところに意義があると。つい最近に伝になったということではなくて、もう江戸時代中期に記載されているというところに価値があるというふうに考えております。

内藤委員長 そうですね。さっきの梵鐘の扱いにも関連するけれども、指定文化財あるいは登録文化財になった場合の、むしろその所有者にかかる制限というのはどんなものがあるん

ですか。例えば売買とか、そういうことには規制がかかるんですか。

生涯学習振興課長 指定等がされた場合、現状変更等の事前協議及び届出というのがございます。やはり、変更する場合には教育委員会と協議をするということがございます。それで、さらに所有者変更等の、もちろん届けというのもございます。それから、公開に関しては一定の義務が生じると、そのような負担がございます。この辺を了解して、同意の上で指定登録をするということでございます。

内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問いかがですか。よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第42号 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

- 報告 1 千代田湖キャンプ場における夏季施設事業の中止について
- 報告 2 平成18年度第1回(6月)学校公開実績について
- 報告 3 平成19年度新1年生受入可能数について
- 報告 4 平成19年度新1年生に向けての学校公開・説明会日程一覧(第2回)について
- 報告 5 第4回西戸山地区中学校統合協議会について
- 報告 6 史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定に関する協定の締結について
- 報告 7 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告6までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長 千代田湖キャンプ場における夏季施設事業の中止について、御報告をさせていただきます。

大雨の影響による千代田湖キャンプ場における夏季施設事業の中止について。

例年、小学校5、6年生の希望者を対象とし、千代田湖キャンプ場及び女神湖高原学園を利用して夏季施設事業を実施しております。このうち、千代田湖キャンプ場で実施予定でご

ございました8校、別紙を添付してございますが、8校ございましたが、先般の長野県諏訪、伊那地域における大雨の影響から中止を決定したところでございます。

特に、7月18日から、新宿から千代田湖に向かう際、通常使用ルートである国道152号線の杖突峠付近で土砂崩れが発生し通行が不能となったこと。また、大半の学校が夏季施設期間中にお世話いただく国立高遠青少年自然の家の付近の道路が陥没して、同施設に行くことが不可能となったこと。さらには、21日11時30分ごろ、キャンプ場の近隣である高遠の藤沢松倉地区に対して山崩れのおそれがあることから、避難指示が発令され、国道152号線も通行止めとなりました。

以上のことなどが現地から情報として確認され、安全が担保できませんので、表題のような判断をいたしました。詳しくは、中止に至る経過資料で御確認を願えればと存じます。以上です。

学校運営課長 来年度の学校選択制に関する御報告を、3件続けて行わせていただきます。

最初に、報告2は、18年度第1回学校公開の実績についてでございます。

こちらの表にありますように、18年度6月の学校公開と学校説明会を、各小・中学校で行っております。いずれも、期間中に3日ないし5日の日数をとって公開をし、説明会はおおむね1時間を費やして1日ずつやっております。

小学校トータルの学校公開の来校者につきましては、合計が1万4,432名。そのうち、新1年生の保護者が1,003人でございます。この1,003人は、昨年度と同じ時期の新1年生保護者と比較しますと221人と、大幅にふえております。学校説明会の参加者につきましては、合計が891名で、新1年生の方が674名。これも昨年度に対し176名の増でございます。

中学校の方ですが、学校公開来校者が1,178名のうち新1年生保護者が328名。こちらも昨年度に比較して130人の増です。学校説明会参加者の方は219名で、新1年生保護者が216名。こちらは11名の減となっております。

続きまして、裏面ですが、学校説明会で出ました主な質問の一覧を載せております。すべて御紹介するわけにはいかないんですが、小学校の方では、安全対策に関する質問が6校で出ておまして、大変関心が高いところです。それから、給食についても食物アレルギーに関する質問が3校出ておまして、ここは目新しいと感じております。中学校の方ですが、部活動についての御質問が従来と同じように多い傾向でございます。

続きまして、報告3が、19年度新1年生の受入可能数の一覧です。

小学校の方、中央で網かけを施しておりますのが、19年度新1年生の受入可能学級数です。

右端の方が、今年度に受け入れた学級数です。合計で62学級は、この春に比較して3学級の減でございますが、こちらは11番の四谷小学校と四谷第三、第四両小学校の統合によりまして4学級から2学級に減になるという事情がございますので、実質的には1学級の減でございます。

それから、中学校の方は37学級で、学校の内訳も含めて昨年と同じでございます。

続きまして、報告4、19年度新入学1年生に向けての学校公開と説明会の第2回の日程の一覧でございます。

小学校の方は、一番早い日程が9月4日から、最終日が25日まで。中学校の方は、10月2日から、最終日は26日までの間で学校公開をいたします。学校説明会の方も、その期間中に1日ずつ行う予定でございます。短めの学校で30分、多い学校では1時間30分を設けております。

小学校の方の11番と12番の四谷第三、第四両校でございますが、学校公開は現在の学校で公開しますけれども、説明会の方は注釈に書いておりますように19年4月に四谷小学校として統合しますので、説明会は両校を合わせて9月15日に歴史博物館の講堂で開催する予定でございます。

この日程につきましては、小学校の方は区広報の8月25日号に掲載し、中学校の方は1カ月おくれまして9月25日号に掲載する予定でございます。案内冊子も、小学校は8月25日までに新入学全世帯に郵送でお届けします。中学校の方はちょうど1カ月おくれ、小学校を通して6年生に配付をいたします。学校選択は、それぞれ小学校が9月中、中学校は10月中に行っていただく、そういう日程になっております。

以上、大変雑駁ですが、3件の報告といたします。

教育環境整備課長 それでは、第4回西戸山地区統合協議会につきまして御説明申し上げます。

開催日時につきましては、ごらんのとおりで7月20日でございます。

4番の開催内容に従いまして御説明申し上げたいと思います。

まず、(1)の安全に関する専門部会報告でございますが、これにつきましては次のページをお開きください。第3回、第4回の安全に関する専門部会を開いてございます。とりわけ6月30日には、下にございますとおり現地調査を実施してございます。環境土木部の施設管理係長、西部道路公園主査、そして新宿警察署の交通規制係の担当係長を同行の上で現地調査を行ってございます。

2番の対応のところでは御説明申し上げますが、まず、(1)でございますが、社会保険中央病院のガード下の歩道の照度改善要望が出てございます。これにつきましては、四角印で区側回答ということでございますが、自動点滅装置のセンサー位置の移設、電灯の新設、あるいは樹木の剪定等といったところで御回答をさせていただきます。

(2)のガード下歩道の段差解消ということでございますが、これにつきましては、土木の方から、高さを合わせることは可能であるがということでございますが、段差が通常よりも大きくなると。危険性が増すということと、大がかりな道路排水工事の必要性が生じるということで、段差の解消は難しいと御回答させていただきます。さらに協議会の要望としては、信号の設置等についての要望が出てございます。

(3)ガード下歩道の電柱の移設につきましては、これは東京電力のものでございますので、そちらに要望を出すということでございます。

(4)の歩道の確保につきましては、とりわけ の電柱の部分につきましては、先ほどと同様、東京電力と話し合うというような形になってございます。

その他では、協議会要望といたしまして、ごらんのとおりガード西側からの交通規制、あるいは戸山小付近の道路の色、あるいはガード下の騒音対策というような御要望が出てございます。これについては、次のページになりますが、 については前向きに検討と。 については、有効性が認められれば塗装可能。 については、JRへ要望を出すというようなところで御回答させていただきます。

それでは、1枚目にお戻りいただきたいと思っております。

(2)の百人町三・四丁目地区の地区計画についてということで、当日新宿区の地区計画課長にお越しいただきまして、改築に伴って西戸山中学校南側道路を、12メートルの幅員にする必要が生じます。それに伴いまして、道路に接する学校の壁面を2メートル後退しなくてはならないということがございますので、これについての説明をさせていただきます。お手元にパンフレットを御用意させていただいておりますが、そちら方をごらんいただきたいと思っております。

「百人町三・四丁目地区地区計画」というパンフレットでございます。この百人町三・四丁目につきましては、昭和47年の広域避難場所への指定に端を発してございます。表紙の右下のまちづくりのあゆみのところでございますが、平成2年、ちょうど中段ぐらいです、平成2年百人町三・四丁目地区計画として都市計画決定をしていると。同時に都市不燃化促進事業を開始しているということでございます。

めくっていただきまして、中開きの左上が地区計画の概要というふうになってございます。ここで地区計画の特徴ということで修復型となっておりますが、この内容が、その下にございます1のマルポチの部分でございます。沿道の建築に合わせて主要な道路の整備を進めるというのが修復型の特徴ということで、まさに今回の西戸山中学の建設についてはこれに該当するというようなことでございます。

該当箇所でございますが、その下の計画図(1)という地図が載っております。これのちょうど右上のところに都営住宅というところがございます。その下に西戸山中学校がございます。この下に、ちょうど斜めに入るような形で太い点線が書かれておりますが、こちらが区画街路2号という形になってございます。これが区画街路2号に該当するため、西戸山中学校の校庭部分を2メートルセットバックしなければいけないという内容になってございます。これにつきましては、避難路の確保、あるいは快適な道路空間の整備というような地区計画の目的として行われるということでございます。これについての説明を受けたということでございます。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、(3)の議事でございますが、これにつきましては、まず新校建設のスケジュールについては改めて御説明申し上げます。統合が23年予定ということでございますが、それまでのスケジュール、お手元の資料の3枚目にスケジュールを添付してございます。それについての説明をしてございます。

次に、の新校ビジョン・コンセプトの検討ということで、これについてはテーマを校庭・グラウンドということに絞りまして議論したわけでございます。統合協議会の御意見といたしましては、できる限り校庭面積を広く確保したいということで、西戸山小学校との区道の廃止を含めて検討していくということで、先ほどのパンフレットの地図のところをごらんいただきたいんですが、先ほどの西戸山中学校のちょうど左側に西戸山小学校と書かれている部分がございます。それで真ん中に区画街路2号という表記がございますが、ちょうどこの区画街路2号のところを、西戸山中学校、西戸山小学校の境界線上のところを区道が走ってございます。これを、一応区道という関係もございますので、何とか廃止して地続きにしてグラウンドを広く確保したいという統合協議会からの要望でございます。これについて、これを含めた形で検討していきたいということでございます。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、の新校の校名の募集でございますが、これにつきましては、学校用、一般用の2種類を作成するという点と、募集期間を8月25日から9月15日にするというようなことで、一番下に西戸山地区中学校校名募集ということで、た

たき台を示してございます。これはあくまでたたき台でございます、これについては第4回協議会の議論を踏まえまして、次回確定、決定したいということで、あくまでたたき台ということで御提示させていただきました。

以上でございます。

生涯学習振興課長 私の方から、史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定に関する協定の締結について御報告いたします。

これは、国の史跡でございます。江戸城外堀跡ということで、別紙1に、その地図がございます。その中の赤色の部分が史跡の部分でございます。この国指定は昭和31年3月26日に行われました。面積が、約39.6ヘクタールということです。千代田区が66%、港区7%、新宿区が27%でございます。

2、史跡江戸城外堀跡の現状です。管理団体が定まっていません。史跡の範囲内にJR, その他民有地が存在しています。樹木・斜面等の維持管理は行っていますが、史跡の整備は進んでいないという状況でございます。

3、外堀跡保存管理計画策定です。別紙2に協定書がございます。協定書に基づき、外堀跡保存管理計画は、平成18年度、19年度において千代田区、港区、新宿区が共同で策定するものです。この計画は、史跡の適切な保存管理の基本的方針を明らかにするとともに、有識者による策定委員会を設け、史跡内のエリア分け、残すべき施設の基準、史跡の整備・活用方法等について検討するものです。

4、検討組織です。この策定委員会は、江戸城外堀に関して見識を有する者9名ということとです。それは別紙3にその策定委員の名簿がございます。事務局です。事務局は千代田区の教育委員会に置くということにしております。作業部会。2つの作業部会を設けます。1つは史跡の保存に関する作業部会でございます。もう1つは史跡の活用・整備に関する作業部会でございます。

5、費用負担です。国及び東京都の補助金を使います。区は4分の1を負担するということとですが、そのうち新宿区は面積按分で27%ですので、その27%分を負担するということとです。予定としては、この2カ年の中で約160万円程度を負担する予定でございます。

6、今後の予定ですが、来月9月22日に第1回の策定委員会を開催する予定でございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

内藤委員長 報告説明が終わりました。

では、もとの戻りまして、報告1、千代田湖キャンプ場の夏季施設事業の中止について、

御質疑のある方はどうぞ。

これは残念だけど、これは高遠ですから私もよく知っているところですが、施設に行かないのでは。

振りかえというわけにもいかないんでしょう、もう。

教育指導課長 振りかえの件でございますけれども、第1期が7月21日から始まって最終校の予定が8月6日ですので、1校程度の延期ということでしたら振りかえも可能ですけれども、全スケジュールをとりあえず取りやめていますので、それを振りかえるということは、今回については不可能でございました。

内藤委員長 わかりました。

どうぞ。

櫻井委員 子どもたちが、さぞ残念がっていると思うんですけれども、今までもこういうことはあったんですか。

教育指導課長 今回のようなことは初めてでございました。

内藤委員長 では、ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

学校公開実績報告。よろしいですか。

では、特に御質問がなければ、次に報告3、新1年生受入可能数について御質疑のある方はどうぞ。

この報告3は、私はきょうの御説明を、どうもはっきりよく聞かないで申しわけないですが、この表の一番左が普通教室上限数ですよね。例えば9番目の余丁町は、19年度普通教室上限数が13で、18年度学級数が13で、19年度新1年生受入可能数が3あるというのは、これはどういうふうに読めばいいんですか。すみません。

学校運営課長 余丁町小学校は、18年度現在に、13学級ございます。小学校の6年生が3学級でございますので、その子たちが卒業しますと3学級空くわけですが、その3学級分を新1年生の受け入れにそのまま充てる考えでございます。そこを考えまして、13学級が最大の枠でもあり、小学校6年生の卒業分をそのまま3学級使うと。この春の受け入れは2学級だったのですが、それは上限いっぱい用意できるのが2学級までということでした。同様に、表でちょっと見づらいところがあるのでございますが、例えば18番の戸塚第二小学校は、来年度の受け入れが1学級と減ります。このあたりは、将来的な需要もにらみつつ、新1年生の学区域の数、人数が、30人と大変少な目です。この春は2学級入っておりましたが、来年2学級を用意しましても、ほかの学区域からは入るかもしれませんが、学区域の子

どもは少ないと。そういうときには1学級で大丈夫と判断しているものでございます。そのような例が、最大枠と現行学級数の間にいろいろあるところでございます。

内藤委員長 わかりました。

よろしいですか。では、ほかに御質問がなければ、次に報告4、学校公開・説明会日程の報告です。この報告4について御質問のある方はどうぞ。

よろしいですね、これは。

ほかに御質問がなければ、次に報告5、西戸山地区中学校統合協議について、御質疑のある方はどうぞ。

これもよろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告6、江戸城外堀跡保存管理計画。報告6について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告7、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ありません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時13分閉会